

# ～ 転入される方へ～

転入に伴う手続きは、下記を参考にしてお済ませください。

対象となる方	これからの手続き	問い合わせ先
印鑑登録をされる方	市民課窓口にて新たに登録手続きをしてください。	市民課 東館1階 443-2050
住民基本台帳カード又はマイナンバーカードの公的個人認証サービス(電子証明書)を希望される方	市民課窓口にて新たに申請手続きをしてください。	
前住所地で発行の住民基本台帳カード(顔写真付)・マイナンバーカード・在留カード等をお持ちの方	カードの住所変更手続きを行いますので、申し出ください。	
国民健康保険に加入される方	⑯番～⑰番窓口へおこしください。	
国民健康保険加入世帯に世帯主として転入される方	国民健康保険被保険者証の書き換えが必要です。⑯番～⑰番窓口へおこしください。	保険年金課 西館1階 443-2065
後期高齢者医療制度に加入されている方	転出元の市町村(県外)で交付された負担区分証明書をお持ちになり⑯～⑰番窓口へおこしください。	保険年金課 西館1階 443-2063
国民年金に加入されている方	国外からの転入・住所設定などの場合は⑯番窓口へおこしください。	保険年金課 西館1階 443-2067
国民年金・厚生年金を受給されている方	⑯番窓口へおこしください。	
転出元の市町村で介護保険の要介護認定を受けていた方	3階介護保険課へおこしください。(介護保険受給資格証明書またはマイナンバーがわかるものをお持ちください)	介護保険課 東館3階 443-2042
身体障害者手帳をお持ちの方	手帳をお持ちになり、⑯番窓口へおこしください。	障害福祉課 東館1階 443-2056
療育手帳をお持ちの方	手帳とマイナンバーカードと写真(県外からの転入の方のみ)をお持ちになり、⑯番窓口へおこしください。	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	保健所保健予防課までお問合せください。	保健所保健予防課 428-1152
自立支援医療受給者証(精神通院・育成医療)をお持ちの方		
心身障害者医療費助成を申請される方・自立支援医療受給者証(更生医療)をお持ちの方	⑯番窓口へおこしください。(障害がわかる手帳等、保険証、マイナンバーがわかるものもお持ちください)	障害福祉課 東館1階 443-2102
児童手当を申請される方	3階こども福祉課へおこしください。	こども福祉課 西館3階 443-2249 443-2055
児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成・特別児童扶養手当を申請される方	前住所地の証書をお持ちになり、3階こども福祉課へおこしください。	
こども医療費助成を申請される方	3階こども福祉課へおこしください。	
妊娠婦医療費助成を申請される方	3階こども福祉課へおこしください。	
お子さんの保育所・認定こども園入所を希望される方	3階こども保育課へおこしください。	こども保育課 西館3階 443-2165
お子さんの市立幼稚園入園を希望される方	学校教育課にお問い合わせください。(希望の幼稚園が決まっている方は、直接園へお問い合わせください。)	学校教育課 ToyamaSakuraビル 7階 443-2134
お子さんが市立の小・中学校に在学中の方	転入前の在籍校で発行された在学証明書・教科書給与証明書と、市民課で発行する就学指定書を新しい学校へ提出してください。 (外国籍の方は学校教育課で就学指定書を発行しますので学校教育課へおこしください。)	
お子さんの就学指定校の変更を希望する方	市民課で発行する就学指定書をお持ちになり、学校教育課へおこしください。「就学指定校変更許可基準」に該当すると認められる場合に限り変更できます。)	
上下水道を使用される方	上下水道局に使用開始の連絡をしてください。	上下水道局 432-8587